\mathcal{O} 一部を改正する条例をここに公布する。 埼玉県立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

日

平成二十七年十二月二十五

埼 玉県知事 上 田 清 司

埼 玉 県条例第七十二号

条例の一部を改正する条例 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に 関する

(昭和三十二年埼玉県条例第五十号) 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び \mathcal{O} _ 部を次 学校薬剤師の \mathcal{O} よう に改正する。 公務災害補償に関する条例

次のように改める。 附 則第三条第一項中 「二が支給される」を「数が二である」に改め、 同項の表を

| 組制生九害附付年の国 | 傷病補償年金 に 上 で に 上 で に と な に と と と と |
|--|--|
| 組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合地のの統合を図るための農林漁業団体職員共済組合組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律) | 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 以による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元による障害原生年金以工一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法」と下この表において「平成二十四年一元化法」と正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以正する法律(平成二十四年法律第一元化法」と下この表において「障害厚生年金等」といり。) |
| 〇 · 八 八 | 〇 · 八 六 |

| | 遺族補償年金 | | | | | 障害補償年金 | | |
|--|------------------------|---------------|-----------------|---------------|----------------|---------|------------------------|--|
| 十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定に 十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二十四年一元化法附則 第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済 年金(次項において「遺族厚生年金等」という。) 国民年金法による遺族基礎年金(昭和六十年法 着第三十四号附則第二十八条第一項の規定によ る遺族基礎年金及び平成二十四年一元化法附則 第一項に規定する給付のうち遺族共済 第一項に規定する給付のうち遺族共済 | 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二 | 旧国民年金法による障害年金 | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 旧船員保険法による障害年金 | 国民年金法による障害基礎年金 | 障害厚生年金等 | 旧国民年金法による障害年金 | 第百一号)附則第二条第一項第二号に規定する 第百一号)附則第二条第一項第二号に規定する に 以下この条において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金の事由と で 以下この条において「旧船員保険法」という。)による障害年金 で 以下この条において「旧船員保険法」という。)による障害年金 で に 原生年金保険法」という。)による障害年金 で に 原生年金保険法」という。)による障害年金 で に 原生年金保険法」という。)による障害年金 で に の の の の の の の の の の の の の の の の の の |
| 〇 · 八 八 | ○・八四 | 〇・八九 | 回六・〇 | 国内・〇 | ンン・〇 | 三>・○ | ○・八九 | ○ ・ 七 五 五 |

| 児年金又は寡婦年金旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺 | 旧厚生年金保険法による遺族年金 | 旧船員保険法による遺族年金 | 又は国民年金法による寡婦年金 | される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。) | る遺族共済年金の事由と同一の事由により支給 | 給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法によ | 成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する | |
|--------------------------------|-----------------|-------------------------------|----------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| 〇 · 九 〇 | 〇 . 八 〇 | 八八 | | | | | | |

が支給される」 保険法の 年金等」に、 附則第三条第二項中「厚生年金保 規定による遺族厚生年金」 玉 を 民年金法 「数が二である」 \mathcal{O} 規定に を「遺族厚生年金等」に改め、 による」 に改め、 険法 の規定による障害厚生年金」を を 同項 「国民年金法による」に、 0 表を次のように改める。 同条第三項中 「障害厚生 「厚生年金

| 障害厚生年金等 | 〇・八六 |
|-----------------|------|
| 国民年金法による障害基礎年金 | ○・八八 |
| 旧船員保険法による障害年金 | 〇・七五 |
| 旧厚生年金保険法による障害年金 | ○・七五 |
| 旧国民年金法による障害年金 | 〇・八九 |

金等」に、 附 則第三条第四項中 「国民年 -金法の 厚生年金保 規定に よる」 険法 \mathcal{O} を 規定による障害厚生年金」 国民年金 法に ょ る に改める。 を 「障害厚生

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 る給付 する給付 定に 関する条例 \mathcal{O} 改 正 ょ 項に係る部分の 後の埼玉県立学校 のうち障害共済年金、 る障害基礎年 のうち障害共済年金、 (以 下 「新条例」 うち 金 及び 国民年金法による障害基礎年金 \mathcal{O} 学校医、 平成二十四年 という。 平成二十四年一元化法附 平成二十四年 学校歯科医及び学校薬剤師 $\overline{}$ _ 附則第三条第一項 元化法 一元化法 附則第三十七条第一 附 則第六十一条第 則第七十 (同法 (同項 第三十条の \mathcal{O} 九条に規定する \mathcal{O} 公務災害補 表傷病 項に 一項に規定 規定す 兀 補 の 規 償 年

十三 き 学 由 す 害 金 \mathcal{O} を除 二十 事 休 る 年 族 林 成 ++ 同 表 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 例 共 生 金 礎 兀 年 ょ 年 統 適 じ 年 礎 +法 金 済 兀 年 遺 お 法 \mathcal{O} 補 科 に 附 害 ŋ 合 た 用 係 年金 年 兀 族 支 た 生 日 医 金 則 法 律 律 5 _ 次 元 休 じ 日 年 第三 る 第三条第二 に 償 て 及 る \mathcal{O} _ 補 义 以 項に た適 び学校 上に係る 元 業 補 部 項 化 償 年 後 ょ さ る 百 元化 補 化法 法附 +下 償 分 に る 年 金 れ た 共 \mathcal{O} 旧 ___ お . 係る 应 11 遺 用 期 に 済 金 る 農 8 償 \mathcal{O} 以 薬剤 う。 11 休 限 部 族 法 附 号 障 に 則 項 林 年 日 間 \mathcal{O} \mathcal{O} :業補 部分に T 第三十 る。 分 項 附 則第 農林 0 に 下 共 害基 前 附 項 に 共 同 済 係 に限 済 11 則 則 に 係 則 \mathcal{O} 年 師 又 (国 以 r. 第二条 ては る 年 第 六 第二 係る 礎 法 は \mathcal{O} る 漁 後に支給すべ る。 間 年 金たる 限る。 民 年 公務災害補償 \mathcal{O} 金 七 + 七 部 $\overline{}$ 年 又 は +に 金 لح 規定は、 \mathcal{O} +条 部 分 金 لح 寸 生 __ $\overline{}$ 係 条 第 第 な た V 金法によ 事 九 八 \mathcal{O} を 体 分 11 う。 う。 る年 補償」 条に 条第 お る補 $\overline{}$ 由 第 う 除 職 玉 _ \mathcal{O} 金 Š 従 及 同条 لح 項 5 項 員 保 民 --- 前 金 償 平 び 同 規 項 に 5 第 共 年 玉 険 き事 ·成二十· 同条第 第三項 たる とい る障害基礎 規定 二号 に 並 定 に 項 玉 民 以 制 \mathcal{O} 金法 済 に関する条例第二条 _ に 例 す 規 年 び \mathcal{O} \mathcal{O} 民 下 ょ 0 組 由 う。 規定 補 事 定 す 年 に に に る 金 る に 合 及 V \sum_{i} \mathcal{O} 適用 て適 七年 給 金 規 償 す 法 障 ょ 兀 よる る \mathcal{O} び 同 由 生じた 及 行 項 る 12 る に 給 法 に 条 害 定 $\dot{+}$ び 用 及 項 年 寡婦 共 す 日 給 付 ょ に ょ に (国 ょ \mathcal{O} び 同 の表 金 適 前 月 り う 付 \mathcal{O} る お 済 る 廃 漁 ょ る 埼 玉 及 支給 遺族 障 用 5 年 に _ 民 年 \mathcal{O} う る 11 旧 止 年 支給 日 国 条 び 遺 害 金 寸 日 適 金 う 5 遺 7 農 す 県立 用 例 玉 さ 5 基 前 金法 民 \mathcal{O} 族 遺 基 族 同 \mathcal{O} 林 る の二第二項に (以下こ 民 に す 第 年 部 れ 共 遺 族 礎 基 U 事 共 等 日 学校 年金法 洪済年 支 前 五. に 金 済 族 年 礎 年 由 済 員 ベ る \mathcal{O} 分 条に 給 き事 よる 法に ĸ 遺族 年 共 金 年 金 لح 法 共 に \mathcal{O} 支 す \mathcal{O} 限 金 済 及 金 同 律 済 \mathcal{O} \mathcal{O} 障 以 規 項 ょ 又 年 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 部 部 ベ 由 る _ 定 規 昭 害 ょ は 平 分 き す る 分 \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 障 定 す 基 る 旧 平 成 和 及

生 寸 金 条 第 体 年 V 除 職 金 兀 保 +兀 ょ 例 員 兀 年 る 附 険 済 元 制 年 則 害基 下 組 度 元 第三条第 元 及 法 に 合 る 法 礎 \mathcal{O} 規 び 化 法 害 等 条 定 法 附 則 年 第三十 12 共 林 金 す を 附 則 _ 済 第六 お 廃 漁 則 項 る 業団 年 第 11 旧 止 同 (同 て 金 農 す 七 + 七 法 第三十 項 \mathcal{O} る 体 +条 同 一条第 林 事 等 職 九 第 \mathcal{O} 共 条に 由 表 \mathcal{O} 員 _ 済 法 共 項 条 傷 __ 法 同 律 済 規 に 病 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 定する 部 組合 規 補 兀 以 伞 に規 定 償 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 年 事 制 す 規 成 定す 給付 +る 定 金 同 由 度 \mathcal{O} に 給 表 に \mathcal{O} \mathcal{O} 三年 る 表 障 統 \mathcal{O} 項 ょ 付 ょ に 給 害補償 法 う る ŋ 合 \mathcal{O} に 付 お 律第 支 5 Š 障 を 係 V \mathcal{O} 図る 給 5 障 害 る う 年 害 さ 百 障 基 部 5 上共済. 害共 金 れ た 礎 分 障 旧 \mathcal{O} る \otimes 年 \mathcal{O} 宇共済 年金又 項 障 済年 金 及 \mathcal{O} う E 農 5 共 則 林 び 玉 平 る は 民 亚 厚 年

施行 又は国民 一条第一 条第 民年金法による障害基礎年金及び 由 \mathcal{O} 規定は -九条に \mathcal{O} \mathcal{O} 事 八 分 \mathcal{O} 条第 生じ た 生 由と 日 _ \mathcal{O} う 休 以 じ 項に う 5 :業補 た施 後 た 年金 規 項 5 同 及 _ 玉 同条第三項 び 項 \mathcal{O} 年 定する給付 に規定する 規定する給 民 玉 \longrightarrow -金たる補 期間 法 0) 年金法 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 民 同 条例 規定 年金 日 条 に 事 前 に ょ 0 第 由 V 係 る 12 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 に 同 期間に 寡婦年金 施行 給付 て 償及 のう 付 る年金たる補償に ょ ょ に ょ 項 る障 は 項 り \mathcal{O} る ょ (国 うち遺族 支給され 遺族 び \mathcal{O} う る \mathcal{O} \mathcal{O} 係る なお従 É 休 表 国 う 日 民 遺 業補 \mathcal{O} 5 基 族 基 遺 年 以 从共済年金 年金 族 礎 礎 金法 民年金法 国民年金法による遺族基礎年金に係る部分を除 部 遺 基 分を除 年金及 償並 族共 共済 一碟年 前 下 る遺族基礎年金を除 年金 \mathcal{O} た 「施行 によ . つ 年 例 る び 済 金 \mathcal{O} 補償及び に施行 による。 年金、 金、 12 一又は旧 部分 1 び平成二十 (昭 る 日 て適用し、 よる障害基礎年金 障 \smile 平 和 及 害 農林 成二十 平成 六 と び 日 基 施 + 前 11 同 新条例附則第三条第二項(国 礎 芸済法に う。 行 兀 年 表 に支給すべ 年 施行日 十四年 四 年 法 年 遺 く。次項に 日前に支給すべき事 金に \smile 一元 律 族 第三十 - 一元化: 補 以後に支給す . 係る 前 ょ \mathcal{O} 化 償 一元化法附 き事由 る遺 項に係る部 法 年 に支給す 部 おいて 法 附 兀 分を除く。 族共 附則 則第三十 \mathcal{O} 附 0 項 同じ。) 第六十 生じた ~ 済 則第 ベ 則 き き事 年 第二 由 事 0